



平成 31 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西永 裕司
(コード番号 2533 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
牛込 真澄 (TEL 03-3575-2777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成31年2月22日付取締役会において、「定款一部変更の件」を平成31年3月22日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に定める目的事項を変更するものであります。
- (2) 平成30年5月30日付の「事業開発に関する基本合意書締結及び本社移転のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、現在の銀座本社ビルは、昭和35年に竣工し、昭和38年以来、当社の本社ビルとして機能してまいりましたが、老朽化が進み、躯体・設備に経年劣化による不具合がみられるため、創立100周年となる平成36年（2024年）に向けた中長期戦略である「長期ビジョン100」におけるCRE戦略の一環として、銀座本社ビルをホテルに建替え、本社を移転することといたしました。

かかる本社移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を東京都中央区から東京都墨田区に変更するものであります。なお、本変更は平成32年（2020年）に開催される第113回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を新設することといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。) 現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 (省略)	1 (現行どおり)
(1) ~ (9) (省略)	(1) ~ (9) (現行どおり)
<u>(10) 飲食店の経営</u>	(削除)
<u>(11) 博物館、資料館の経営及び庭園の保守、管理、運営</u>	<u>(10) 博物館、資料館の経営及び庭園の保守、管理、運営</u>
<u>(12) 結婚式場の経営</u>	(削除)
<u>(13) 倉庫業</u>	<u>(11) 倉庫業</u>

<p>(14) 貨物利用運送業 (15) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 (16) 以上に関連附帯する一切の事業 2～3 (省略) <u>4 飲食店の経営</u> <u>5 バイオエタノールに関する事業及びこれに関連附帯する事業</u> <u>6 前各号に関連附帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>12</u>) 貨物利用運送業 (<u>13</u>) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 (<u>14</u>) 以上に関連附帯する一切の事業 2～3 (現行どおり) (削除) (削除)</p> <p><u>4 前各号に関連附帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>墨田区</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第3条の規定変更は、平成32年(2020年)に開催される第113回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

取締役会決議	平成31年2月22日
本株主総会開催日	平成31年3月22日(予定)
効力発生日	平成31年3月22日(予定)

ただし、第3条の変更は平成32年(2020年)に開催される第113回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとします。

以上